

新型コロナウイルス等感染症対策プロジェクト設置要領(案) (令和3年度)

(目的)

新型コロナウイルス等の感染症対応について、草津市に居住する障害者及び障害児が家族等の支援により対応が困難な場合について、全体的な支援を行うための仕組みづくりを整えるため、草津市障害児(者)自立支援協議会が各支援機関と連携を図り速やかで必要な対応策の検討の場を設置する。

(プロジェクトで検討する内容)

新型コロナウイルス感染症等の対応に関する事(家族等関係者の支援が受けられない障害児者への支援者の確保・人材登録方法など)、その他必要な事項

(会議の位置づけ)

草津市障害児(者)自立支援協議会のプロジェクト会議として位置づける。

(構成員)

① 相談支援機関、②通所支援事業所等関係者、③居宅介護支援事業所関係者、④関係行政機関職員(滋賀県南部健康福祉事務所(草津保健所)、草津市障害福祉課)、⑤滋賀県自立支援協議会事務局、⑥草津市発達支援センター、⑦働き・暮らし応援センターりらく、⑧基幹相談支援コーディネーター、⑨NPO法人草津市心身障害児者連絡協議会等とする。必要に応じて医療関係者に参画を依頼する。なお、プロジェクトリーダー、副リーダーは構成員の互選により選任する。

(事務局)

プロジェクトの事務を処理するため、NPO法人草津市心身障害児者連絡協議会に事務局を置く。

(委任)

この要領に定めるもののほか、プロジェクトの組織および運営に関し必要な事項は、リーダーがプロジェクト会議に諮って定める。

附則

この要領は、令和3年〇月〇日から施行する。